



各 位

平成 25 年 3 月 4 日
会 社 名 ピ ジ ョ ン 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長
大 越 昭 夫
(コード番号:7956 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画本部長
松 永 勉
03-3661-4188(直通)

監査役の退職慰労金制度の廃止に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 25 日開催予定の当社第 56 期定期株主総会終結の時をもって、監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、監査役全員の同意を得ております。

記

1.目的

監査役の報酬体系を見直し、退職慰労金を廃止して固定報酬に一本化することにより、監査役の経営に対する独立性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とします。

2.内容

監査役の退職慰労金制度を平成 25 年 4 月 25 日開催予定の当社第 56 期定期株主総会終結の時をもって廃止いたします。これに伴い、在任中の監査役に対し、制度廃止までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを同株主総会に付議いたします。また、その支給の時期は監査役の退任時といたします。なお、従来より社外監査役への退職慰労金制度はありません。

(ご参考:当社の役員報酬制度について)

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲で以下の方針に基づき決定いたします。

取締役報酬については、業績連動の基本報酬と退職慰労金から構成され、基本報酬の額については、年度ごとの当社グループの連結業績(連結売上高および連結営業利益)を指標とし、その達成度により決定しております。

一方、退職慰労金については、当社「役員退職慰労金規程」により算出し、平成 25 年4月 25 日開催予定の当社第 56 期定時株主総会より、贈呈金額を個別に明示した上で議案を付議することとしております。なお、金額の算定方法は、同規程に定める基準に従っており、恣意性が入る余地はありません。

監査役報酬については、同株主総会終了後より、固定報酬のみとなります。

以 上